

半田市財務規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

令和八年一月十三日

半田市長 久世 孝宏

半田市規則第一号

半田市財務規則の一部を改正する規則

半田市財務規則（昭和四十六年半田市規則第十一号）の一部を次のよう<sup>に</sup>改正する。

第一条中「第百七十三条の六」を「第百七十三条の七」に改める。

第五十条中「五百万円」を「八百五十万円」に改める。

第五十一条第一項第一号中「五百万円」を「八百五十万円」に、「千万円」を「千五百円」に改める。

第六十七条第二項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第一条第三号に規定する政令で定める日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第五十条、第五十一条第一項第一号及び第六十七条第二項の規定は、令和八年度以後の予算に係る契約事務から適用し、令和七年度以前の予算に係る契約事務については、なお従前の例による。